

資料 3

平成29年7月

合同授業

1 小・小及び小・中合同授業

(高梁北中学校区キャリア教育実践モデル開発事業（H27～28）より）

3小学校合同授業を通して、少人数では体験できないような活動や互いの考え方を深め合う学習を行うことができた（図1）。それにより、コミュニケーション能力や課題対応能力などの育成につながった。また小中学校合同授業では、1校時目には小学6年生が中学校の授業を体験することにより、スムーズな中学校生活をスタートさせることにつながった。2校時目には、中学生が小学生に職場体験で学んだことや感想を分かりやすく説明したことで、中学生にとっても自己肯定感を高めることにつながった（図2）。さらに、合同授業を成立させるための準備をするに当たり、各学校間の教員同士で研修を深めることができた。

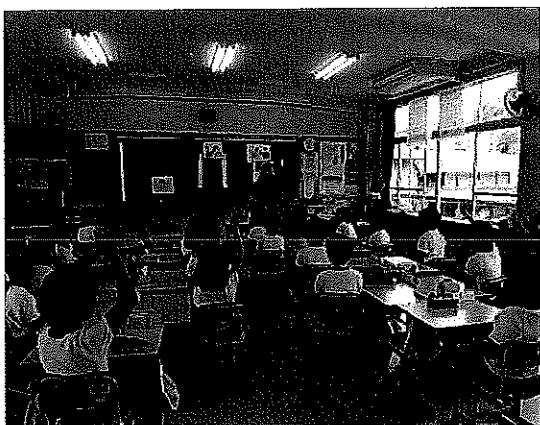


図1 3小学校合同授業
(第4学年：道徳「ほんとうの友達」)

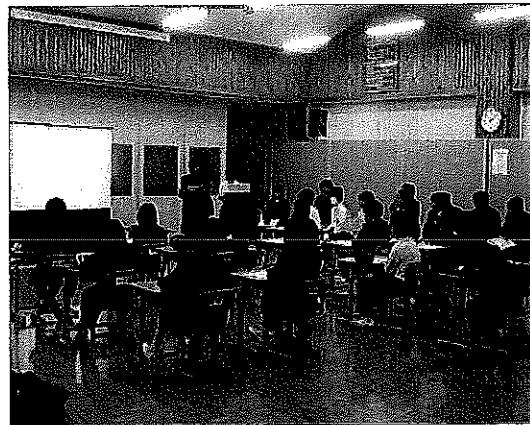


図2 小中学校合同授業
(総合的な学習の時間
「小中キャリア学習交流会を開催しよう」)

2 ICTの活用による合同授業

(1) 小規模校の課題

- 集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい。
- 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定しやすい。
- 切磋琢磨する環境の中で意欲や成果が引き出されにくい。 等

(2) 取組

- 小規模学校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実を図る。

(3) ICTの活用による合同授業による期待される成果

- 学習効果の向上
 - ・相手を意識した発表スキルの育成ができる。
 - ・多様な考えを知ることができる。自校だけでは気づきにくい考え方などり着くことができる。思考の活性化。
 - ・大人数の中で発言したり、質問したりできる経験を積める。
- 人間関係の広がり
 - ・一つの市の同学年の仲間であるという意識が生まれる。
- 教員の授業力の向上
 - ・教員が普段の授業を見直す機会になる。
 - ・教員が互いの授業に入り込むことで、教員の授業力向上につながる。

小中連携(H27~28 高梁市学力向上研究(小中連携)〈川上中学校区〉より)

1 中学校体験学習

小学校6年生による中学校体験学習の目的は、中学校進学に対する不安の払しょくである。H26は2教科、H27は4教科を実施。

2 中学生によるピアサポート

小学校では、夏休みに全員対象でサマースクールを実施している。川上中学校のボランティアの生徒に個別指導をお願いしている。

3 乗り入れ授業

中学校の教員が、小学校に行って授業を行う。(理科、体育、算数)

〈成果〉

- ・児童にとって中学校教員の専門的な立場から指導が得られる。
- ・小学校教員にとって教材研究や指導法など新たな視点を授業に取り入れができる。
- ・中学校教員にとって、発達段階に応じた児童理解が得られ、中学校での教科指導に役立てることができる。

4 小中連携教員の中学校 TT(ティームティーチング)

小中連携教諭(小学校在籍)が、週6時間、中学校で勤務。授業参観、授業支援を通して、中学校でどんな学力が求められているのか、また小学校の時の子供の様子はどうだったかなど情報交換をした。

5 小中職員合同研修

小中全教員が1年間に一度は研究授業を行い、小中互いに公開する機会を作つていくことで、同じ土俵の上で意見交流をすることができた。

ふるさと学習について

1 こども議会

- ・高梁市の将来を担う子どもたちが自分の市の姿をよく見つめ、快適で住みよい街を作るために、市に対して自分の夢や希望を発言する機会を得ることにより、地方自治への関心を高める。
- ・隔年で小学校、中学校を開催

2 郷土の偉人「山田方谷」の治績や人物を道徳の時間に学び考える

(1) 山田方谷から学ぶ内容

- ・「希望と勇気、努力と強い意志」
自分の目標をもって、勤勉に、くじけず努力し、自分を向上させることに
関する内容
- ・「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」
我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国や郷土
を愛する心を持つことに関する内容

(2) 社会に尽くした先人について

山田方谷を学ぶ取組を進めながら、児島虎次郎（成羽町）、江草安彦（川上町）などの先人の活躍にも触れ、郷土の理解と愛着を深める。

3 松原小学校「ふるさと松原発見学習」より

(1) 1・2年(生活科)

- ・生活科では、季節ごとに地域の方に協力してもらい、野菜の苗の植え方や世話の仕方を教えてもらった。
いも植え、茶摘み、小豆植え、野菜作り、芋ほり、ミニデーサービス

(2) 3・4年(総合的な学習の時間、社会科)

- ・「松原はかせになろう」「福祉について考えよう」をテーマに地域の方に松原の産業やまちを元気にするための取組を教えてもらった。
郷土料理作り、渡り拍子、ピオーネづくり、シャクヤクづくり、グリーンヒル順正訪問

(3) 5・6年(総合的な学習の時間、道徳)

- ・「自分たちの手で環境を守ろう」「世界の国へこんにちは」のテーマで地域の方と学習したり、交流したりした。
身近な国調べ、クリーン活動、木工教室、地域の方に夢を学ぶ(高梁紅茶)

(4) 全校

地域の方と草取り、放水体験、ふれあい活動、安全マップづくり

伝統芸能、郷土芸能の取組

学校名	内 容	学校名	内 容
高梁小	松山踊りに親しむ会	松原小	渡り拍子3、4年総合 松山踊り(運動会)
津川小	松山踊り(運動会)	福地小	錢太鼓(全校) お茶教室
川面小	松山踊り(運動会)	有漢東小	松山踊り(運動会) お茶教室
巨瀬小	篠笛(塩坪八幡神社) 祇園踊り(祇園寺)	成羽小	備中神楽 全久踊り、ちょんがり踊り
中井小	せんだん太鼓 松山踊り(運動会)	川上小	川上音頭
玉川小	琴 10年前から	成羽中	神楽 縦割り総合 三味線 縦割り総合

単市による人的支援

職名	人数	予算額	備考
弾力化講師 ・小学4年生までの学級を34人以下学級としてきめ細かな指導を図るための講師	落合小：3人	16,333,000	
非常勤講師 ・例えば音楽などの専門的な知識を使って授業を行う講師	巨瀬小、玉川小 落合小、福地小 有漢西小、川上小 高梁中 各1人	9,556,000	小)6,689,000 中)2,867,000
事務員	福地小：1人	2,116,000	
特別支援教育支援員 ・特別な支援が必要な児童生徒への支援員	高梁小、落合小 成羽小、川上小 高梁中 各2人 津川小、川面小 巨瀬小、中井小 玉川小、有漢東小 有漢西小、有漢中 成羽中 各1名 計19人	28,564,000	1日：7H
クラスサポーター ・落ち着いた学級作りのための支援員 ・中国人中学生の学習補助	高梁小2人 落合小1人 成羽小1人 川上中1人 高梁東中1人	7,492,000	1日：7H
学校図書館司書	全小中学校に兼務で11名 (嘱託1、臨時10)	23,815,000	
校務員	高梁小、川面小 落合小、有漢西小 成羽小、川上小 高梁中、成羽中 (正職5、臨時3)	26,300,000	
スポーツエキスパート ・部活動指導の充実のため	川上中1人	212,000 (予算は2名分)	

地域学校協働活動及び地域学校協働本部の概要

ポイント

(1) これまでの経緯・背景等

- ◆ 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会縦掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。
- ◆ 今後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めいくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要。

(2) 地域学校協働活動について

- ◆ 「地域学校協働活動」とは、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- ◆ 地域学校協働活動は、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解の促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供、学校、地域それぞれに対して様々な効果が期待できる。

(3) 地域学校協働本部について

- ◆ 「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。
- ◆ その整備にあたっては、従来の学校支援地域本部等を基盤とし、地域による学校の「支援」から、地域と学校双方向の「連携・協働」を推進し、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動、③継続的な活動の3要素を必須とすることが重要。

地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

参考

改正の概要

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会繋かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域学校協働活動のイメージ>



学 校 運 営 協 議 会

委員：
保護者
地域学校協働活動推進員
地域住民など

○体験活動
自然体験活動、等
職場体験活動、等

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等（地教行法を改正）

【地域と学校をつなぐコーディネーターの役割】

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言
- ※現在の学校支援本部等をベース
に学校と地域が組織的に連携・
協働する連携協力体制を構築

- 地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発活動等の措置を講じる。
- 「地域学校協働活動推進員」を委嘱できる。

※想定される対象者

・地域コーディネーター／統括コーディネーター

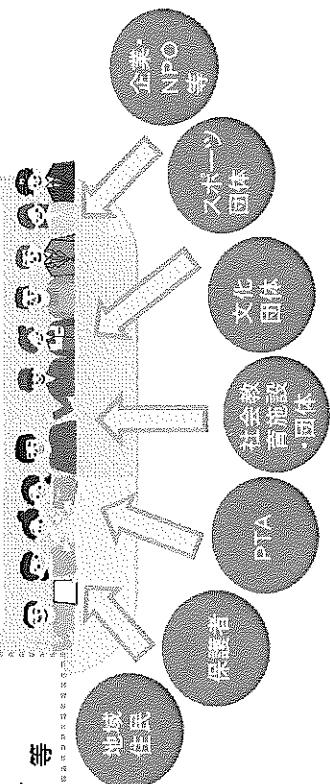
やその経験者

・PTA関係者・経験者

・退職教職員

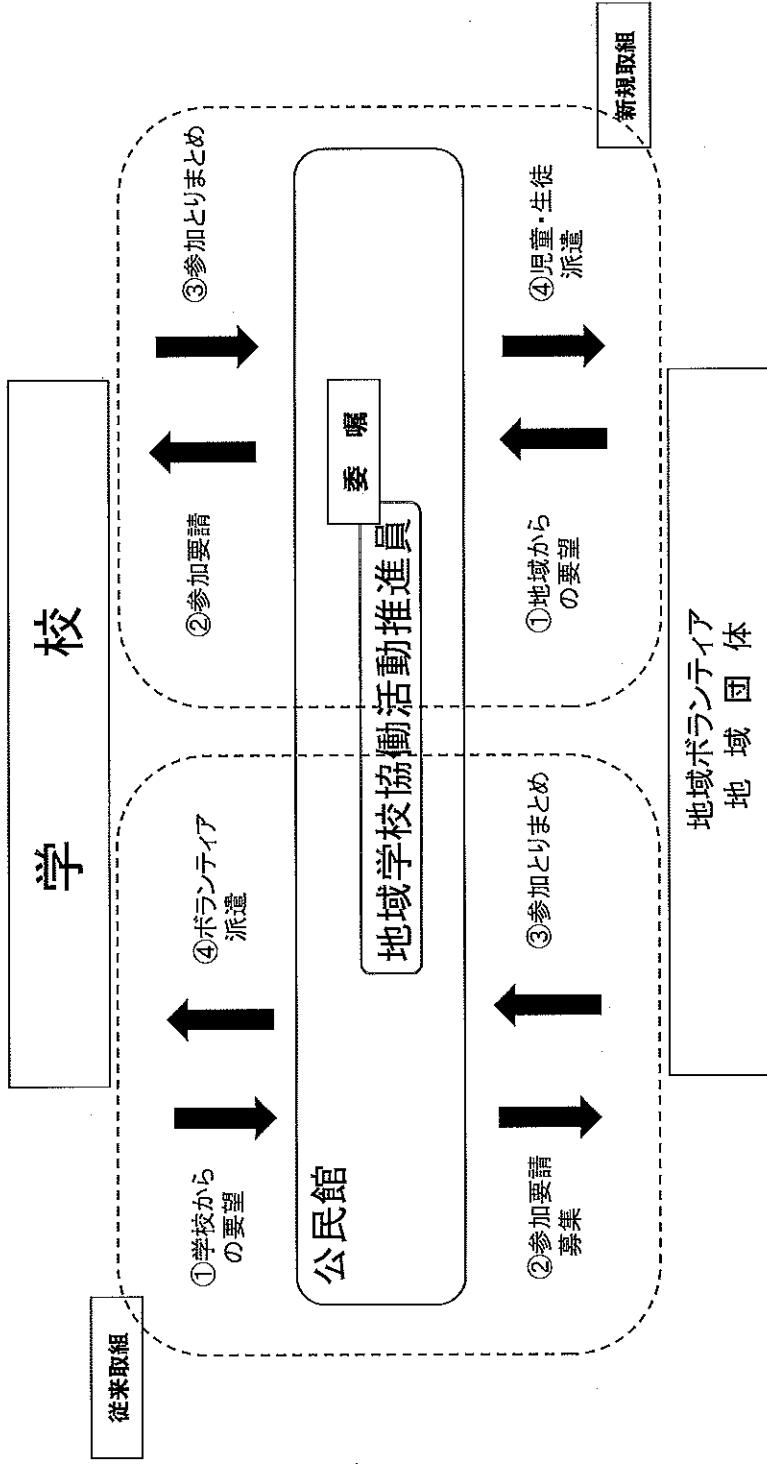
・自治会・青年会等関係者

・公民館等社会教育施設関係者等



高梁市における地域学校協働活動について

【高梁市における新取組スタイル】 従来取組 + 新規取組



■ 特色ある学校づくり事業(含 学校支援地域本部事業) 事業内容及び事業費一覧

	学校名	事業内容	事業費
小学校	高梁	昔遊び指導、備中松山踊り指導、裁縫指導 戦争体験、クラブ活動茶道指導、昔の暮らし指導、生花・茶道指導	146,000
	津川	読み聞かせ、茶道指導、もち米作り・稲刈り、収穫祭 花いっぱい運動、なかよし集会、もちつき大会	150,000
	川面	落ち葉集め・野菜作り、けんぴき焼き作り、サツマイモの苗植え お話の広場、川面の歴史を探ろう、サマースクール 水でっぽう作り、竹細工、獣医の仕事体験、グランドゴルフ、お話広場 生活科 昔遊び名人になろう	148,907
	巨瀬	野菜作り、花いっぱい運動、お茶体験(年3回)、篠笛体験(年間)、 地域歴史学習、花づくり、収穫祭、フラワー・アレンジメント、絵手紙体験、 昔遊び・地域の方と交流会	150,000
	中井	ドーム菊作り、家庭科裁縫指導、昔遊び(七夕・動物作り)、和太鼓指導 山田方谷学習、松山踊り指導、家庭科調理実習家庭科ミシン縫い 昔の遊び、リハビリ教室のクリスマス会、年賀状づくり、読み聞かせ	148,200
	玉川	野菜作り、茶道指導、茶道指導、安心安全サポートーとの活動 箏の練習、習字指導、語りと日本の音を楽しむ会、玉川の昔にふれる会 語りと日本の音を楽しむ会、茶道指導	124,413
	宇治	ブッポウソウ巣箱設置、学級園の野菜作り、ピオーネ学習 花植え活動、音楽指導、クラブ指導、腐葉土作り	108,797
	松原	花・野菜の栽培活動、「夢に向かって」講演会、生活科 小豆の種まき ふるさと松原体験学習発表会、郷土学習発表会、木工体験	137,978
	落合	和の心クラブ、花いっぱい運動、ひょうたん作り、昔の遊び体験学習 昔の暮らしについて講話	149,419
	福地	花いっぱい運動、お茶教室、銭太鼓練習、合唱・合奏、郷土学習 バイオリン・ピアノ鑑賞	133,567
	有漢東	野菜の育て方指導、古墳学習、ピオーネ栽培体験学習 こども園との交流会、収穫祭、花の植え替え、風ぐるまサロン 有漢荘訪問、お茶教室	150,000
	有漢西	学力向上プロジェクト、花いっぱい運動、お話の部屋 花いっぱい運動、有漢歴史調べ	94,178
	成羽	絵本の読み聞かせ、お茶の点て方・作法指導、音楽指導 鶴寿荘入所者との交流、花いっぱい運動、地域学習、しめ縄作り 音楽指導	150,000
	川上	川上音頭、読み聞かせ、ストーリーテリング、音楽の指導 算数学習の指導、まんが・イラストの指導、茶道の作法指導 おりがみ指導	149,992
	富家	ボルダリング体験、ピオーネ作り、旭川学園との交流 三宅牧場で搾乳体験、昔遊び・地域の方との交流	146,998
	合計		2,088,449

○高梁市学校評議員制度実施要綱

平成16年10月1日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、高梁市立学校が地域住民の信頼にこだえ、家庭や地域と連携協力して一
体となり、子どもの健やかな成長を図るため、保護者地域住民等の意向を把握し、又
は反映しながら、その協力を得て、地域に開かれた学校づくりを推進するため、高梁市
立学校管理規則(平成16年高梁市教育委員会規則第12号)第43条第4項の規定に基づき、学
校評議員(以下「評議員」という。)及び学校評議員会の運営等に関し必要な事項を定め
るものとする。

(評議員の役割及び義務)

第2条 評議員は、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連
携しながら、特色ある教育活動を展開できるよう、校長の求めに応じて意見を述べるこ
とができる。その範囲は、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携
の進め方等、校長がその権限と責任の下に行う学校運営に関するものとする。

2 評議員は、その役割を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い
た後も、同様とする。

(委嘱及び届出)

第3条 評議員は、当該学校の職員以外の者で、PTA、地域団体、青少年育成団体及び関係
機関等の関係者をはじめ、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校長が委嘱
し、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ届出をする。

2 校長は、本人の辞任の申出のほか、特別の事情があると認めるときは、評議員を解任す
ることができる。

(人数)

第4条 評議員の人数は、3人以上10人以下とし、学校や地域の実情を踏まえて、校長が決
定する。

(任期)

第5条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中での辞任等により新たに評議員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間
とする。

(経費)

第6条 評議員の設置及び会議の運営等に係る経費については、教育委員会が予算の範囲内
で別に定める。

(会議)

第7条 校長は、評議員から個別に意見を求めることができるとともに、必要に応じ、評議
員を一堂に会して意見を求める会議の場(以下「評議員会」という。)を設けることであ
れる。ただし、採決はしない。

2 評議員会は、校長が主宰する。

3 校長は、必要に応じ、評議員会に指名する教職員を出席させることができる。

附則

1 この告示は、平成16年10月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は平成17年3月31日までとする。

附則(平成25年4月26日教委告示第12号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則(平成27年3月25日教委告示第17号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化

(生産年齢) 人口減少の進行

子供たちの規範意識や社会性等の課題

児童虐待の増加

貧困問題の深刻化

複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担

グローバル化の進展

子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、
社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、これから公立学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共にし、地域と一緒に子供たちを育む**「地域とともにある学校」**へと転換していくことを目指して取組を推進していくことが必要です。

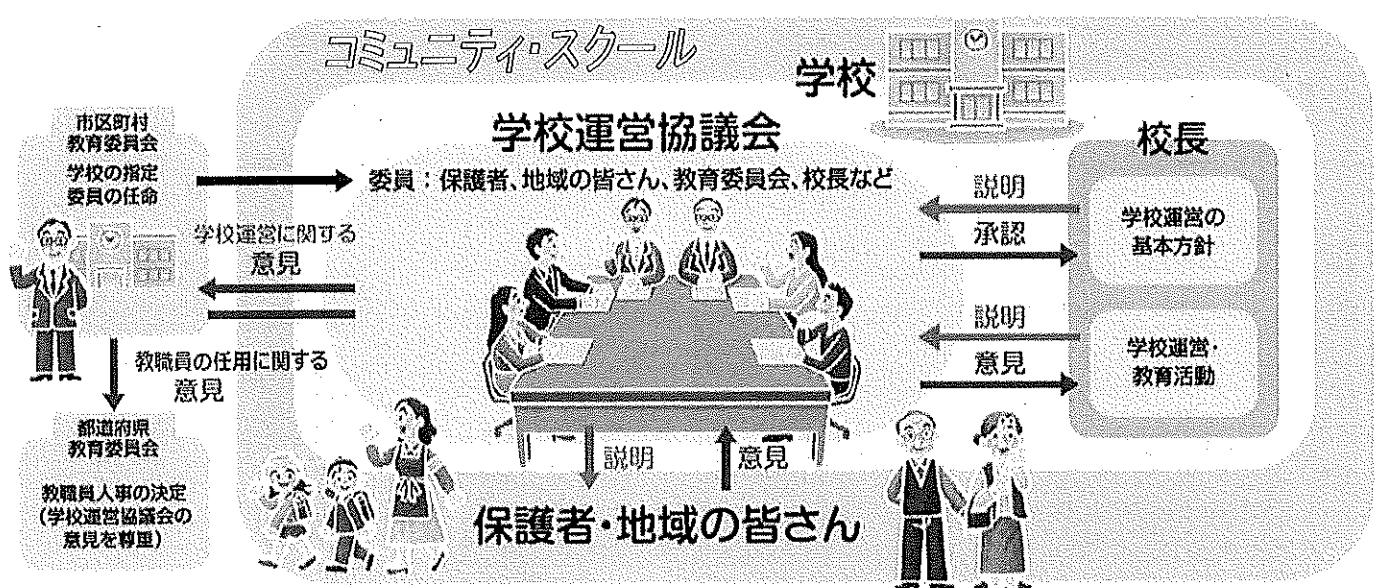
コミュニティ・スクールは「**地域とともにある学校づくり**」に有効なツールです

コミュニティ・スクールとは、「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】 H16制定

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができること



※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

○教育課程特例校制度(教育特区)

学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を行うため、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し、教育を実施すること(平成20年4月から文部科学大臣の指定により行うことが可能)

【例】総社市の英語教育特区

ねらい:対象の幼稚園、小学校、中学校が連携し、一貫性のある特別な英語教育を提供することにより、豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を身に着けた人材を育成する。

H26より 昭和中学校区 幼小中が英語特区 小6年生 週1h→週3h

H28より 池田幼小 体育・英語特区

新本幼小 音楽・英語特区

(全国どこからでも就園、就学が可能、1学年10人規模の学校)

平成29年4月1日現在 指定件数318件、指定学校数3, 182校

【メリット】

- ・独自のカリキュラム編制
- ・全国から生徒募集が可能

【デメリット】

- ・カリキュラム開発のための財源の確保
- ・特区の学校の全ての子どもが英語（体育・音楽）を好きではない。
- ・特別な支援が必要な児童生徒への対応が難しい。

○小規模特認校

「小規模特認校」制度は法規に根拠をもつ制度でなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち、「小規模校」において取り入れられている制度である。

学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のタイプがある。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの。
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

【メリット】

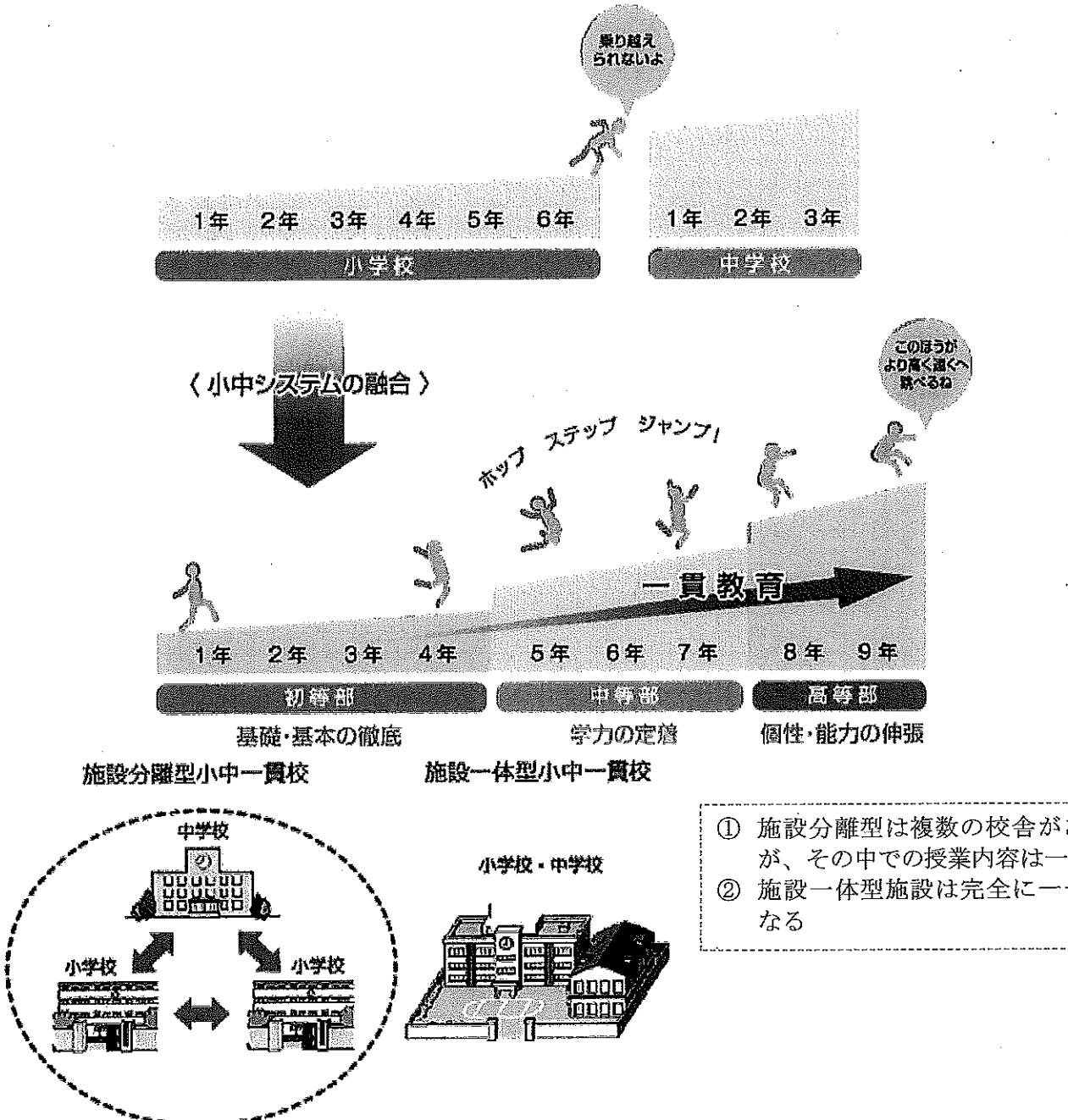
- ・複式学級編制や廃校に陥らずに、地域の学校を学級単級の形態で維持できる。
- ・大規模校では適応しにくかった子どもがゆっくりした人間関係と自然環境の中で育つことができる。
- ・小規模校であることで、学習指導や生活指導等においてきめ細やかな指導を行うことができる。
- ・地域の子どもと地域外の子どもという異なる環境の中で生活している子どもがともに学ぶことにより、多様な価値観に接することができる（保護者も）。
- ・選択を認めることで、保護者や児童生徒の希望に沿うことができる。

【デメリット】

- ・多くの希望者数は望めず、根本的に学校規模等の適正化を図ることは難しい。
- ・クラス替えができない。
- ・通学区域が広範囲になるため、児童生徒の通学の負担が発生する。
- ・校区外から通学している子どもにとっては、自分の住んでいる地域での友人関係が希薄になりやすい。

○義務教育学校（小中一貫校）

小学校と中学校の9年間を通じた教育課程で義務教育を行う。校長は一人で、小学校と中学校の校舎が一体となるが、校舎が離れている分離型もある。



【メリット】

- ・中学等の学習内容を先取りして学習可能
- ・中一ギャップの解消
- ・環境が大きく変化しない（安心して学習に取り組める）
- ・小中学校のなめらかな接続によって児童の学習意欲や公立中学校への信頼感が高まる
- ・9年間という長期間を生かした独自性を打ち出すことが可能

【デメリット】

- ・同じ環境が続くため、固定的な人間関係がそのまま続いてしまう
- ・制度として定着するまでが大変